

樹脂製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地）

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象とした樹脂製建具は、標準仕様書 1 6 章 3 節に規定する樹脂製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地）とし、既製の無可塑ポリ塩化ビニル製建具用形材等を用いて通常製作している建具を対象としている。したがって、新たに形材を製作するもの等は、対象外としている。

樹脂製建具の細目は、以下としている。

なお、各性能は JIS A 4706 (2021)「サッシ」の等級によっている。

区 分	耐風圧性	気密性	水密性
①A種 (S-4、A-4、W-4)	S-4	A-4	W-4
②B種 (S-5、A-4、W-5)	S-5	A-4	W-5
③C種 (S-6、A-4、W-5)	S-6	A-4	W-5

注) 各性能については、指定された等級以上であればよしとしている。

2. 品質・性能等

(1) 材質等

規定された主要資材の材質および資材メーカーから製造所への納入ルートを確認している。

項 目	材 質 等			
形材の材料	JIS A 5558 (2019)「無可塑ポリ塩化ビニル製建具用形材」の付属書 A に規定する材料試験を行い、下記に適合すること。			
	ビカット軟化温度		83 ℃以上	
	引張降伏応力		36.8 MPa 以上	
	曲げ弾性率		2000 MPa 以上	
	シャルピー衝撃値	窓用形材	23℃	45.0 KJ/m ² 以上
			-10℃	18.0 KJ/m ² 以上
耐燃性	押出形材	不燃性		
	共押出形材	HB 級		
補強材、力骨、アンカー等	鋼製（亜鉛めっき等の接触腐食の防止処置を行うこと。）、ステンレス製またはアルミニウム合金製とする。			
ガラスの種類	JIS R 3209 (2018)「複層ガラス」による。			

(2) 寸 法

製品の寸法許容差、相対する辺寸法の差および枠見込みの許容差について、以下の内容を確認している。

（単位：mm）

建具の寸法部位	寸 法	許容差	相対する辺寸法の差
幅および高さ	2,000 未満	±1.5	
	2,000 以上 3,500 未満	±2.0	
	3,500 以上	±2.5	
幅および高さの相対する辺寸法の差	2,000 未満		2 以下
	2,000 以上 3,500 未満		3 以下
	3,500 以上		4 以下
枠見込		±1.0	

樹脂製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地）

(3) 加工および組立

加工および組立について、**標準仕様書**の規定との整合性を確認している。

(4) 建具の性能

性能は、**標準仕様書** 16.3.2 による他、以下の内容を、**実施要領**に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

項 目	品 質 ・ 性 能		
遮音性	遮音性の等級	T-1	T-2
	遮音等級線	T-1 等級線	T-2 等級線
	125HZ～4000HZの16点における音響透過損失が、JIS A 4706の図-2に規定する遮音等級線に対して、表1遮音性のa) またはb) のいずれかに適合すること。		
開閉力	載荷荷重 50N 戸が円滑に開くこと、また、戸が円滑に閉じること。		
戸先かまち強さ (②、③のみ)	載荷荷重 50N (スライディングで、S-5 以上に適用する。) 戸先かまちの面内方向のたわみ 1mm 以下 面外方向のたわみ 3mm 以下		
開閉繰返し	開閉回数 1 万回以上 開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。		
防火性能 [付帯性能]	該当する性能について、認定書等で確認する。		

3. 評価名簿詳細事項

- (1) 「開閉方法による種類」および「引違製作可能最大寸法」は、申請者の申請のとおりとしている。
- (2) 「性能等級」は、製品シリーズのうち、形材、枠見込み寸法およびガラス構成によっている。開閉方法に引違いがある場合は、その試験性能によっている。また、引違いがない場合は、その他のうち代表的な開閉方法としている。

4. 試験方法

- (1) 耐風圧性は、JIS A 1515 (1998) 「建具の耐風圧性試験方法」による。
- (2) 気密性は、JIS A 1516 (1998) 「建具の気密性試験方法」による。
- (3) 水密性は、JIS A 1517 (2020) 「建具の水密性試験方法」による。
- (4) 遮音性は、JIS A 1416 (2000) 「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」による。
- (5) 断熱性は、JIS A 4710 (2015) 「建具の断熱性試験方法」による。
- (6) 開閉力は、JIS A 1519 (2020) 「建具の開閉力試験方法」による。
- (7) 戸先かまち強さは、JIS A 1522 (1996) 「建具の戸先かまち強さ試験方法」による。
- (8) 開閉繰返しは、JIS A 1530 (2014) 「建具の開閉繰返し試験方法」による。